同窓会会員 DB 取扱規約

仙台二高同窓会会員データベース(以下「DB」という。)の管理・運営は下記のとおり。

1 DB の範囲

同窓会は、同窓会会員の以下の個人情報について、DB として管理・運営する。

- (1) 氏名(旧姓を含む)
- (2) 卒業回期・卒業年
- (3) 在校時の所属部活・クラブ・同好会
- (4) 自宅住所(海外居住の場合,連絡先住所を含む)
- (5) 自宅電話番号
- (6) 携帯電話番号
- (7) E-mail アドレス

2 利用目的

仙台二高同窓会の活動、同窓会会員への連絡、同窓会会員同士の親睦や交流の活性化を 目的とする。

3 管理・運営の方法

- (1) 同窓会は、卒業時または適宜に同窓会会員の同意を得て取得した第1項の個人情報を、仙台二高同窓会事務室内に設置したパソコンで保管・管理する。
- (2) 前号のパソコンは、インターネットに接続しないものとし、同窓会理事及び事務局、同窓会理事会で承認を受けた者のみが接することができるものとする。
- (3) 同窓会は、DB を、同窓会の会員数及び連絡先の管理、同窓会報等の送付、同窓会会員同士の親睦や交流の活性化のための情報提供等、第2項の利用目的に従って利用・運営する。

4 個人情報の削除, 更新・訂正

- (1) 同窓会は、同窓会会員本人から、DB で管理されている自身の個人情報の開示の請求 を受けたときは、同窓会会員本人であることを適宜の方法で確認した上で、当該個人情報を開示する。
- (2) 同窓会は、同窓会会員本人(逝去等の場合は家族ないし親族を含む)から自身の個人情報のDBからの削除、更新・訂正の請求を受けたときは、DBから当該個人情報を削除、更新・訂正する。
- (3) 同窓会は、本人以外の同窓会会員、第三者等からの情報提供があったときは、当該会員本人に確認の上、DBの当該個人情報を更新・訂正する。

5 会員への情報提供

(1) 同窓会は、個人情報の保護に関する法律に規定されている場合及び下記の場合を除き、あらかじめ同窓会会員本人の同意を得ないで、DB で管理されている個人情報を第三者に提供しない。

ア 法令に基づく場合

- イ 人の生命,身体又は財産の保護のために必要がある場合であって,本人の同意を得ることが困難であるとき
- ウ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- エ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂 行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによ り当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (2) 同窓会は、次号の同窓会会員への情報提供を除き、第三者からの情報提供の申請には応じない。
- (3) 同窓会は、同窓会会員(同窓会支部会、部活 OB・OG 会及びこれに準ずる団体を含む) から、他の同窓会会員の情報提供の申請があったときは、①申請のあった者が同窓会会員であることの確認、②当該個人情報の利用が第2項の利用目的に従うものであることの確認、③情報提供にかかる同窓会会員本人の同意の取付けを経た上で、当該個人情報を提供することができるものとする。

6 その他

その他 DB の管理・運営に必要な事項は、適宜、本規約を変更し、同窓会ホームページ等で会員に通知する。